

びわこ揚水土地改良区 建設工事執行規程

びわこ揚水土地改良区建設工事執行規程

総 則

(趣 旨)

第1条 びわこ揚水土地改良区の発注する入札・契約・工事執行に関する規約については、近江八幡市建設工事事務便覧内に記載のある各法令及び規則・規定を遵守するものとするが、各条項の内容に対し変更・調整を加える項目については下記に定めるものとする。

入札及び契約

(最低制限価格)

第2条 理事長は地方自治法施行令第167条の10の2項(別表第1号)に従い、最低制限価格を設ける事ができるが建設業法第19条の3(別表第2号)に従い積算価格の直接工事費を下回る金額を設定する事は出来ない。ただし、工事の品質が十分に確保できる理由がある場合に於いてはその限りでは無い。

(予定価格)

第3条 理事長は、指名(一般)競争入札に付そうとする時は、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計等によって決定し、その予定価格を記載した書面を封書にして開札の際、これを開札の場所に置くものとする。

(入札結果の公表)

第4条 入札執行者は、入札を終了後入札結果を改良区内掲示板に掲出し、公表するものとする。

(指名業者)

第5条 指名競争入札に付そうとするときは、契約の目的及び金額に応じ、資格者名簿に登載したもののうちから競争に参加するものを原則として、3人以上指名し、入札指名通知書により通知しなければならない。又、指名者は可能な限り近江八幡市内に本社のある業者を優先して指名する事とする。ただし、資格者名簿に登載したもののうちから指名することが困難であると認めるときは、資格者名簿に登載されていない者を指名することができる。

附 則

本規程は平成26年4月1日から施行する。

別表第1号

地方自治法施行令 第167条の10の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とすることが出来る。

別表第2号

建設業法 第19条の3

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。